

# 宗 務 所 便 り

2022年1月1日発信 No. 115

愛知西教区宗務所長 山田英隆 九拝

## 初春を寿ぎ新年のお慶びを申し上げます。

昨年とは格別なるご法愛を賜り有り難うございました。本年も倍旧なるご指導ご鞭撻いただきますように宜しくお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

頓首敬白

## 12月の報告

1日～3日	本山住職研修会	於、本山
2日	教区役員会	於、林貞寺
3日	青年僧の会 歳末助け合い托鉢	於、東漸寺
3日(金)	2021年度人権週間記念週間	於、名古屋市公会堂大ホール(オンライン参加兼用)
4日～6日	前堂職法階取得研修会	於、本山
8日	成道会	
9日	第13部 台番1743 禅源寺先住職 大崎直雄和尚遷化	92歳
9日	名古屋禅センター座禅会	於、名古屋禅センター
12日	妙心寺開山忌	於、本山
12日	第13部 禅源寺先住職 大崎直雄和尚 津送	於、禅源寺
12日	第9部 台番1659 光陽寺先住職 長谷川守一和尚遷化	95歳
14日	白隠さんの会運営委員会	於、本山
15日(水)	第36回部落解放基礎講座	於、オンライン開催
20日	第9部 光陽寺先住職 長谷川守一和尚 津送	於、光陽寺
24日	宗務本所、宗務所、宗務支所御用納め	

## 1月の予定

1日	元旦	
11日	宗務本所、宗務所、宗務支所 御用始め	
13日	名古屋禅センター座禅会	於、白林寺
13日	無相教会師範会	於、本山
14日	無相教会称号試験	於、本山
17日	教学審議会	於、本山
18日	花園会本部運営委員会	於、本山
18日～19日	全国花園会会長会	於、本山
20日	財政委員会	於、本山
21日	無相教会代表委員会	於、本山
24日	花園会館運営委員会	於、本山
24日	瑞泉寺開山忌	於、瑞泉寺
25日	人権擁護推進委員会	於、本山
26日	無住寺院対策委員会	於、本山
27日	宗制審議会	於、本山
28日～30日	本派安居会	於、瑞泉寺
31日	微笑会理事会	於、本山
31日～1日	定期布教研究会	於、本山

## <報告>

### ◎2021年「人権週間」記念集会報告

9部 禅徳寺 二村元章

ヤングケアラーに悩んでいる子供たちが非常に多く、様々な障害がある。身体的健康よりも精神的健康に影響が出やすいのではないかとヤングケアラーが抱える問題・困りごとに

1. 学校生活の影響（遅刻・欠席・成績不振・先生との関係・学校が楽しくない等）
2. 健康面への影響（衛生面・栄養面で精神的健康、身体的健康に影響が出る）
3. 友人関係の影響（いじめとの関連もあり、友人関係がうまくいってない）

虐待、不登校、非行、いじめ、ひきこもり等、子供若者に関わる問題の根底に【家族のケア】が存在する。ひょっとしたら、とか・・・かもしれないと家族が気付く力、視点を持つと良いのではないかと。同時に居場所作り、仲間との交流、学習支援、食事、家事の支援も必要で周囲の理解を促す。本人意思の確認をとり、学校、福祉、医療事業所にせつめいをする。またレスパイトサービスと言って（ちょっとケアから離れて子供らしく過ごせる機会の提供もよく程よい距離感でいつも寄り添う支援が最も大切である。

それには、発見・支援ネットワークの構築、ヤングケアラー相談窓口と医療・教育・福祉のネットワークが必須である。特に教育と福祉の連携は課題が多く、福祉内でも障害が多い為民間支援の連携強化が必要不可欠である。

10部 人権擁護推進員 橋本大智

令和3年12月3日、名古屋市公会堂大ホールにおいて、世界人権宣言愛知県実行委員会主催による、「2021年 人権週間 記念集会」が、後援の愛知県、名古屋市をはじめ、日頃から人権擁護活動に積極的に取り組んでいる企業、団体、組織からの現地参加とオンライン参加の二本立てで開催された。

1948年12月10日、国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択され、人権を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」が宣言された。1950年には、この日が「世界人権デー」と定められた。

日本においては、1949年から毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼び掛けている。愛知県においても、「世界人権宣言」35周年の1983年より毎年、その時々さまざまな分野の人権課題に関する講演会等を開催している。

本年は、『ヤングケアラー（家族のケアを担う子ども・若者）～現状と必要な支援～』をテーマとし、大阪歯科大学医療保険学部教授 濱島淑恵氏と兵庫県尼崎市子ども青少年局子ども青少年課（学びと育ち研究所担当）江上昇氏を講師として講演会が開催された。以下、内容を要約する。

日本ではヤングケアラーの正式な定義はまだないが、「日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト」では、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」としている。

2020年12月～2021年1月に厚生労働省が実施した調査によると、中学生約6%、高校生約4%、定時制高校生約8.5%、通信制高校生約11%がヤングケアラーであった。短時間のケアを担っているケースが多いが、一方で長時間のケアを担っているケースが一定数あり、現在は負荷が大きくななくても、その後、変化する可能性があるため、早い段階からの見守りが重要である。学校生活において、遅刻、欠席、宿題忘れ、成績不振などの影響があったり、精神的、身体的健康に影響がでる場合もあり、情緒不安定、

希死念慮、摂食障害、パニック障害、慢性的疲労といった症状を訴えるヤングケアラーも多い。家族のケアを担うことは悪いことではない。「人の生死」を考えられるようになったり、「マルチタスク能力」が向上したり、「思いやり」の心が育成されたり、そこから得るものも多い。しかし、ケアを担うことで、様々な負担、困難を抱え、それが生涯にわたって重大な影響を及ぼすことがある。これは、「子どもの人権」にかかわる事柄である。ネグレクト、不登校、非行、いじめ、ひきこもり等、問題の根底に「家族のケア」が存在するケースもある。ヤングケアラーへの支援策として、ケアから切り離すことが正解ではない。本人の意思を確認した上で、医療、福祉サービスやヤングケアラー相談窓口につなぎ、ケアの負担軽減をし、場合によっては経済的支援を行うことや、レスパイト（小休止）サービスといった、子どもらしく過ごせる機会を提供し、ケアを担いながらも、健康を保ち、学校生活を送り、自分の人生を歩めるように、彼らの心理的負担、不安に寄り添い、「何かあったらいつでも言って」という程よい距離感が重要である。私たちは、このような社会課題を解決するために、「自身の一步」を踏み出していかなければならない。以上。

#### 第 11 部人権擁護推進委員 小池清彦

12月4日～10日は人権週間です。世界人権宣言愛知県実行員会が主催で12月3日（金）午後1時30分～4時10分の日程で記念集会が名古屋公会堂（大ホール）で開催されました。今回のテーマは「ヤングケアラー（家族のケアを担う子ども・若者）—現状と必要な支援」です。講師は大阪歯科大学医療保険学部教授濱島淑恵先生と尼崎市子ども青少年局こども青少年課の江上昇さんです。コロナウイルス感染症の対応のため、オンラインで参加いたしました。

「ヤングケアラー」がどうして人権に関係あるのか、正直なところわかりませんでした。今回ここで報告させていただくのは、講演の概要ではなく「ヤングケアラー」とはということかについて配布されました小冊子をもとに概観させていただきます。

最初の講演は家族介護者が抱える生活困難と支援に関する研究に取り組んでいる濱島教授が、ヤングケアラーの実態調査を行った結果をもとに講演を始められました。そもそもヤングケアラーとは何でしょうか。日本では正式な定義はまだないそうです。「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」ということです。海外でもこうした事態が現実となっており、イギリスでは過度なケアによる問題が深刻化しているようです。濱島教授は日本の高校生に対する調査を16年と18年の2回行ったところ、なんと4～5%の該当者がいるそうです。厚労省の調査では中学生の6%が該当するそうです。大人でも大変な介護等のお世話を、若者が家族に代わってケアを引き受けている現実を直視していかなければなりません。ケアに要する時間はかなりハードでそのため学業が疎かになったり、友人関係や学校生活続けることが困難となっている現状についての報告がありました。ケアはほぼ毎日であり、家事、感情的サポート、外出時の付き添い、身体的介助など広範囲に渡っています。その負担のために彼らが学業を続けていくことの困難さのみならず、さらには就職や人生設計にまで大きく影響しているようです。また、いじめや不登校などの問題もおきているようです。周囲は彼らに対してどのような態度で接しているのでしょうか。ヤングケアラーを偏見の目で見ることなく、正しい理解のもとに支援していく取り組みが必要です。そこに人権に関わるような事態が発生することは絶対に避けなければなりません。濱島教授はヤングケアラーの「つどい」を大学で第3日曜日に開催しておられます。学校、社会福祉協議会、医療機関にも働きかけ支援のネットワーク造りも進

めているそうです。学校や周囲が正しく彼らの状況を理解して寄り添い、支援していく体制が一日も早く構築されるようにしなければなりません。

続いて、尼崎市子ども青少課の江上昇さんが講演されました。尼崎市ではヤングケアラーの存在に 10 年近く前から市職員が気づき、2018 年から職員が真摯に勉強会をスタートさせているようです。尼崎市のヤングケアラーへの取り組みがマスコミで報道されるようになり今では国のプロジェクトチームが結成されるまでになりました。江上昇さんもそのメンバーとして、事例検討会や支援マニュアルの策定を進めています。教員向けの研修会も実施するなど、今後組織的な取り組みを展開していくとのことでした。

少子、高齢化の時代を迎えこれからも介護を担う子ども達が増えるかもしれません。ケアを担う彼らが様々なところで支障が生じることをないよう負担の軽減につとめ、温かい支援を継続的に努めていかなければならないと思います。

## 12 部 人権擁護推進員 服部雅昭

去る令和 3 年 12 月 3 日、午後 1 時 30 分より、表題の記念集会に参加してまいりました。とは申しましても、2 年近く続いておりますコロナ禍の影響により、オンラインでの参加です。

今年のテーマは「ヤングケアラー」についてでした。ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子供たちのことです（18 歳以上の青少年も対象となる場合もある）。障害や病気のある家族に代わり、炊事・洗濯・掃除などの家事を担い、親に代わり幼い兄弟姉妹の世話をしたり、アルコールやギャンブルなどの問題を抱える家族に対応するなど、本来であれば担う必要のない重荷を背負った子どもや若者がたくさんいることに驚きを感じるとともに、彼らの人権を守るために、自分自身として何ができるかを考える機会となりました。

具体的な内容ですが、大阪歯科大学の濱島淑恵教授が登壇され、ヤングケアラーの現状紹介と支援に向けた方策を提示いただきました。特に印象に残りましたのは、「昔からよくある話だ」という誤った意識が底流しているという話でした。その誤解を根底から覆す必要があります。すなわち、私たち自身がヤングケアラーの現状を本当に正しく理解すること。本人たちの「しんどさ」はもちろん、親の「しんどさ」をも理解することが必要であるとご教示をいただきました。

宗教者はよく「寄り添う」という意識を持ちます。寄り添うためには、相手を正しく理解しなければならないはずですが。理解を深めないままに寄り添うのは独善であり、問題の解決に資するどころか、解決への道を曲げ、かえって遠ざけてしまうことにもつながりかねません。このように、自らを省みるよい機会をいただいたと思っております。ありがとうございました。

## ◎青年僧の会研修会

福田寺 戸谷圭佑

11 月 26 日、14 名参加で星野智昭先生を講師にお招きして ZOOM で「宗教法人の会計と税務」と言うテーマでお話を頂きました。私も近年会計に携わり、難しさを実感しており、同じ様に感じている方には助けになるお話も多かったと思います。またこれから携わる人にも為になる話だったので？と感じました。

会議の後に講師の先生と希望者は予め聞いてあったケータリングでの軽食や飲み物で懇親会をさせていただきました。

## <お願い お知らせ>

### ◎愛知西教区ホームページ移設およびリニューアルのお知らせ

新年を迎えるにあたり、愛知西教区のホームページおよび愛知西教区ブログが統合・移設されることになりました。これを機にリニューアルを行い、より見やすく実用的なホームページを目指してまいりますのでご意見をお聞かせください。

(旧) 愛知西教区ホームページ [aichi-west.jp/](http://aichi-west.jp/)

(旧) 愛知西教区ブログ [aichi-west.com/](http://aichi-west.com/)

(新) 愛知西教区ホームページ [aichi-west.net/](http://aichi-west.net/)

★新ページの運用は2月1日を予定しております。旧ページは1月末まで閲覧できます。

### ◎令和3年度 春期僧堂掛塔予定者学習会開催のお知らせ

教学部

期間 令和4年3月8日(火)～10日(木)

対象 専門道場へ掛塔予定の学徒

会場 花園禅塾隣接の研修センター (宿泊は研修センター)

申し込み 規程の用紙を教学部より取り寄せて、直接送付下さい。

申込期限 令和3年12月1日～2月4日 必着

費用 2万円 (交通費は自弁)

★詳細は宗務本所・教学部へ問い合わせ下さい。

### ◎あいち人権啓発プラザ 企画展のお知らせ

#### 第10回「障害者の人権」

期間 2022年1月12日(水)～21日(金) 午前9時～午後5時15分

会場 あいち人権啓発プラザ(愛知県東大手庁舎3階)

内容 心の輪を広げる体験作文の展示

障害者週間ポスターの展示

入場 無料

### ◎第40回臨黄合同高等布教講習会開催日程のお知らせ

日時 令和4年4月23日(土)～5月7日(土) 自坊にて課題研究および原稿作成

5月8日(日)～5月22日(日) 会所(妙心寺)において講習

参加募集 正法輪 2・3合併号(3月1日発行)を参照下さい。

★ 我こそはと思われる方、是非とも参究下さい。

## <<令和3年度予定>>

令和4年

2月2日(水) 第3回教区寺院セミナー

於、名古屋都市センター

2月9日(水) 第33回「愛知同宗連」講演会

於、東別院ホール

3月8日(火)～10日(木) 春期僧堂掛塔予定者学習会

於、本山

3月26日(土)～28日(月) 花園会本部・少年少女研修会

於、本山

4月5日(火)～6日(水) 寺院セミナー現地研修会

於、永源寺、東福寺、大阪

## ◎ 第3回教区寺院セミナーのご案内 (人権啓発教区指定)

今年度は、人権擁護推進啓発教区に該当しております。推進テーマ「自らを省み、一歩進む」に沿ってセミナーを開催致します。「Zoom」オンラインと併用してセミナーを開催しますので、住職・副住職のみならず寺庭・寺族の皆様にも参加をして頂きたいと願っています。資質を高め、自己啓発の機会と捕らえ、研鑽を重ねて頂きたく御参加をお待ちしております。

日 時：令和4年2月2日（水）13時30分から

- 13時 受付  
13時30分 開会式  
13時45分 講座1 「いま私たちが向き合うべき人権問題」  
本派人権擁護推進委員会前委員長 京都両丹教区 成徳寺 河合宗徹師  
14時45分 休憩  
15時00分 講座2 「ネット社会におけるヘイトスピーチ問題」  
本派人権擁護推進本部 主任 今泉貴裕師  
16時20分 アンケート記入、閉会式

場 所：名古屋都市センター14階（1,2会議室）

住 所：名古屋市中区金山1丁目1-1 TEL 052-678-2200

アクセス：[公共交通] 地下鉄・名鉄・JR線「金山」駅下車。

南口西側、30階建ビル内

駐車場有り。 駐車料金は自己負担にてお願いします。

## 講 師 紹 介

河合 宗徹（かわい そうてつ）師

妙心寺派人権擁護推進委員。京都両丹教区成徳寺住職。

令和2年3月に出版された『妙心寺派人権ハンドブック』の編集委員を務めた。

今泉 貴裕（いまいずみ きゆう）師

妙心寺派人権擁護推進本部主任。愛知東教区廣福寺副住職。

現在は「同宗連」（『同和問題』に取り組む宗教教団連帯会議）の事務局も務める。

## 【会場での聴講】

- ・必ずマスクを着用してください。
- ・体調が優れない場合には無理をせず参加をご遠慮ください。
- ・受講後には会場にてアンケート用紙の記入にご協力をお願いします。

## 【オンラインでの聴講】

- ・パソコンまたはスマホより『Zoom<sup>ズーム</sup>』アプリを使用し、下記の通りミーティングへ参加してください。

Zoom ミーティング参加方法	
入室 ID	889 6730 3131
パスワード	7777

尚、開始 20 分前から入室が可能です。

- ・受講後には必ず、下記 QR コードから Web アンケートの入力にご協力をお願いします。  
パソコンの方は「愛知西教区ホームページ」の TOP にリンクがございます。



または、「愛知西教区」と検索してください。

★資料は愛知西教区新ホームページ下記 URL からダウンロードいただけます

<https://aichi-west.net/jiinsenyou/>

パスワード aichi

## 【オンライン受講中の注意事項】

- ・参加者のカメラは ON にするようにお願いします。
- ・講義中にはマイクを必ず OFF にするようにお願いします。
- ・表示名は『寺院名・氏名』と統一させていただきますので、各自で変更をお願いします
- ・講義の録画・録音・無断配信は絶対おやめください。